

ご隠居だより

2020年10月13日
火曜日
第1号



元気なうちにだれでも簡単に遺言を残すことができます

相続法が改正されました

遺言・相続特集(その一)

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」、配偶者居住権・短期居住権など、様々な改正が行われました。その結果従来より柔軟な運用が可能となりました。今回は第一回として遺言関係を中心に特集したいと思います。

遺言は亡くなられた方の意思をはっきりと伝える方法です。しかし、従来は自筆で遺言を作ると亡くなった後に遺族は遺言を探すことから始まり(改ざんを恐



れ、嚴重にしまい込んだために見つからないこともあります。もちろんどこにしまつてあるか伝えておく方法もありますがこれでは結局安心できません。(見つけてもそのままでは効力がありません。家庭裁判所において検認(正しい遺言であること、改ざんされていないことを証明)してもらわなければなりません。また、作成した遺言が正しい

方式に則っていないと無効になることもあります。こういう場合、もう一つの方法があります。それは公正証書遺言を作成するのです。公証役場において公証人(国から任命された人です)の面前で遺言したい内容を口述し、それをまとめてもらい内容に間違いがないか確認した上で嚴重に保管してもらえます。これならば改ざんや隠蔽は防げますので確實でよい方法です。ただし、欠点もあります。まず本人が公証役場まで出向くこと。次に作成料や保管にかかるお金がかかることです。

新しい自筆証書遺言とは 今までの自筆遺言と何が違うのでしょうか

まず基本的には今までの自筆遺言と変わるところはあまりありません。正しい方式に則っていないと無効になります。しかし、今までの自分で書いて自分で保管する場合は大きく異なる点があります。この自筆証書遺言保管制度では、自分で保管しません。各地の法務局で保管してもらえます。その折に法務局で正しい方式に則っているか、確

認してもらえます。さらに法務局が嚴重に保管するため、この遺言が正しいものであるか家庭裁判所で検認を受ける必要がないのです。方式にすでに法務局が預かる時点で確認を受けているからです。保管の金額も三九〇〇円です。また、さらに自筆証書遺言の方式についても緩和措置が施されました。今まで自筆遺言はすべて本人の手書き

(自筆)である必要があったのです。しかし、今回の改正で遺言部分はやはり自筆である必要がありますが、財産目録はワープロ等で作成してもよいこととなりました。数字等間違いやすいものなので間違つと又最初から書き直す必要があったのです。しかしワープロが使えれば訂正も簡単に何度も書き直す必要がありません。

また、預金通帳等は金融機関名や口座番号がわかり遺言作成時の残高が示されているページのコピーも認められるようになりました。つまり誰もがより簡単に遺言を作成することも安全に保管する方法ができたのです。もちろん遺言を書き直したいと言ったときは法務局に申請すれば訂正や書き直したものと交換することもできます。公正証書遺言だと再び作成しなければなりません。

このように遺言の作成が身近になるとともにより経済的にも優しくなりました。亡くなった後に遺産を巡って争いが起こることのないように元氣な今、作成してみたいかがでしょうか。細かな様式は専門家に相談してみるのが一番です。(その二に続く)